

国連における日本の取組 ～ 日本と国連の50年～

目次

1. 日本の国連加盟と当時の国際情勢
2. 冷戦後の世界の変化と国連の取組
3. 国連の取組に対する我が国の貢献
4. 国連改革(現状と我が国立場)

平成18年10月

外務省総合外交政策局
国連企画調整課

1. 日本 の 国連加盟と当時の国際情勢

国連加盟への道のり(1952～1956年)

1952年: 我が国はサンフランシスコ平和条約発効後、国連に加盟申請書を提出。

ソ連(当時)の拒否権発動により実現せず。

1956年10月19日: 日ソ共同宣言締結。

12月12日: 日ソ共同宣言批准書交換。(同日、安保理は総会に対し日本の国連加盟を勧告。)

12月18日: 国連総会は全会一致により日本の国連加盟決議を採択(80番目の加盟国)。

重光葵外務大臣: 加盟に際し、「国際連合の崇高な目的に対し誠実に奉仕する決意」を表明。

国連総会における重光外務大臣演説
(1956.12.18)

「日本は、…国際連合の事業に参加し且つ憲章の目的及び原則をみずからの行動の指針とし…国際連合憲章に掲げられた義務を受諾し、且つ…その有するすべての手段をもってこの義務を遂行する…との…厳粛なる誓約を、加盟国の一員となった今日、再び確認するものであります。」



国連加盟の翌日、事務局ビル前に日本国旗を掲揚する重光外務大臣(当時)ら
(写真提供:国連広報センター)

加盟当時の国際情勢と我が国の国連政策

安保理の機能不全: 冷戦構造の中で、東西陣営間の拒否権の応酬により、安保理は紛争等の危機に対しその機能を十分に果たせず。

国連安保理の拒否権発動件数

1946～1991: 計198(約4件/年)
1992～2006: 計17(約1件/年)

日本の国連政策: 当初「国連中心主義」を外交三原則(注)の一つとして掲げたが、現実の外交政策としては、米国を中心とする自由主義陣営の枠組みの中で自国の安全を確保することを選択。

(注)外交三原則(外交青書第一号(1957年発行))
・「国際連合中心」
・「自由主義諸国との協調」
・「アジアの一員としての立場の堅持」
(但し、第三号以降「国連中心主義」は登場せず。)

軍縮・不拡散への取組: 唯一の被爆国として、非核三原則の堅持とともに、国際社会に対しても、軍縮・不拡散の重要性を一貫して主張。

例: 1978、82、88年の国連軍縮特別総会に積極的に参加。
1989年以降毎年、国連軍縮会議を我が国地方都市にて開催。

安保理非常任理事国としての貢献: 今次任期(本年12月末までの2年間)を含め、これまで9回(注)非常任理事国を務める(ブラジルと並び最多。)

(注)1958-59、66-67、71-72、75-76、81-82、87-88、92-93、97-98、2005-06の9回。

2. 冷戦後の世界の変化と国連の取組

国際社会の構造変化とその影響

冷戦終結: 東西陣営の対立構造が解消。

安保理が拒否権の応酬状態から脱却し、決議採択機能が回復(例: 1990年のイラクのクウェート侵攻の際等、安保理が一致して対応)。

冷戦という「国際秩序」の消失により、世界各地ではかえって地域・民族間の紛争が頻発。

グローバル化: 人、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動の増大。

テロ、大量破壊兵器の拡散、貧困、感染症、人権侵害、環境破壊等の問題が地球規模で深刻化。

国連はチャンスとチャレンジの双方に直面

チャンス: 平和と安全の維持のため、国連がその役割を果たしうる客観的条件が整う。

チャレンジ: 冷戦期には想定されなかった多くの新たな課題に直面。活動分野は大幅に拡大したが、従来の体制では効果的な対応が困難な面も生じる。

国連の新たな取組

平和維持活動(PKO)の拡大・多様化: PKO自体は1948年に初めて設置。冷戦終結後、量的、質的に大きく変化。

量的な拡大

新たなミッションの設置数

1940 - 80年代: 計18件 (約0.4件/年)

1990 - 2000年代: 計**43**件 (約**2.5**件/年)

質的な多様化

伝統的PKO・・・停戦監視等が主な任務

近年のミッション・・・選挙、難民帰還支援、行政事務、復興開発等、平和の定着と国づくり全般にわたり関与(例: カンボジア、東ティモール等)

ミレニアム開発目標(MDGs)の策定: 国連ミレニアムサミット(2000年9月)で採択された「国連ミレニアム宣言」を契機に策定。開発全般にわたる目標を「2015年までに」という期限付きで掲げる。

1. 極度の貧困と飢餓の撲滅
2. 初等教育の完全普及の達成
3. ジェンダー平等及び女性の地位向上の推進
4. 乳幼児死亡率の削減
5. 妊産婦の健康の改善
6. HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止
7. 環境の持続可能性の確保
8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

3. 国連の取組に対する我が国の貢献

我が国の基本的な立場

- 最も普遍的かつ包括的な国際機関として、**世界の平和と繁栄に国連が果たす役割を重視し、国連の活動に積極的に協力。**
- 多様化する国際社会における脅威に対処するため、人間一人一人に焦点を当てる「**人間の安全保障**」の**理念普及と実践**を国連を通じて実施。
- 現代の課題に効果的・効率的に対処できる国連を作るため、**安保理改革を含む国連改革を推進**(詳細は次頁参照)。

人権

- 「人権」を国連の活動の主要な柱の一つとする「**人権の主流化**」を促進。
- 1982年以降人権委員会にメンバー国として参加。2006年の人権理事会創設にも尽力し、第一回理事国選挙に当選。
- すべての主要な人権条約を締結。障害者権利条約等、新規の条約策定交渉に積極的に貢献。

様々な分野における協力と成果

テロとの闘い

- 政治的意思の強化、国際的枠組みの整備、安保理決議やグローバル・テロ対策戦略に関する総会決議による実務作業等、国連の取組を強く支持。
- 包括的テロ防止条約について交渉中。
- 安保理非常任理事国(2005～06)として、諸決議の採択、履行に向けて貢献。

平和維持、平和構築

- カンボジア、東ティモール等のPKOに自衛隊、文民警察等を派遣。平和構築をODA大綱の柱の一つに掲げて強化。
- 平和構築委員会の設立に貢献。メンバー国として知的貢献を強化。
- 平和構築のための人材育成制度(「寺子屋」)の立ち上げに向けて準備中。

軍縮・不拡散

- 1994年以降毎年、国連総会に核軍縮決議を提出し、圧倒的多数の国々の賛成を得て採択。
- 国連軍縮会議を毎年我が国で開催。
- 小型武器、地雷、軍備登録制度の分野等でも積極的に貢献。

開発

- 「ミレニアム開発目標」実現のため、TICADプロセス、「保健と開発に関するイニシアティブ」、「成長のための基礎教育イニシアティブ」、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」、「ジェンダーと開発イニシアティブ」等を通じリーダーシップを発揮。

南南協力

- 国連開発計画(UNDP)に設置した基金やTICADプロセス、また二国間協力等を通じ、南南協力を支援。

人道支援

- 緒方貞子国連難民高等弁務官、明石康及び大島賢三国連事務次長(人道問題担当)等、積極的な人的貢献。
- 対人地雷問題への積極的取組。オタワ条約の早期発効に向け尽力。
- アフガニスタン、イラクをはじめ、各地で国連を通じた人道・復興支援を実施。

環境

- 気候変動についての国際枠組みの策定に尽力、京都議定書の採択に貢献。
- 2002年のヨハネスブルグ・サミットで「持続可能な開発のための教育の10年」を提案、2005年開始。
- 防災に関する知見を世界に普及。2005年、神戸で国連防災世界会議を開催。

4. 国連改革(現状と我が国立場)

我が国の基本的な考え

- 国連の役割の重要性が高まる一方で、現行の国連組織・体制は国際社会の現状に追い付いていない。
- 現代の課題に効率的かつ効果的に対処する、21世紀にふさわしい国連を作ることが喫緊の課題。特に、安保理改革は国連改革における「残された課題」。
- 我が国は引き続き常任理事国入りを目指す。より幅広い加盟国の支持を得られる具体案の検討を含め、改革を推進。
- その他の分野の改革についても、一定の進展は見られるものの、一層の改革進展に向け外交努力を継続。

各分野における改革の現状と我が国の立場

安保理改革

常任理事国入りによる我が国へのメリット:

我が国の安全保障に関わる問題に対し効果的対応が可能。
(例:7月の北朝鮮によるミサイル発射の際の安保理の対応。)
国際情勢に関する情報の迅速な入手が容易に。
我が国の各分野での貢献に見合った発言力の確保。
国際社会の規範形成過程へのより主体的な関与が可能に。

現状: G4決議案は廃案となったが、改革に向けた国際社会の機運は維持。我が国は今期61回総会会期においても引き続き改革を推進すべく、より多くの加盟国から支持を得られる案を検討していく。

地位と責任に見合った財政負担の実現

現状: 現在の日本の国連通常予算の分担率は約19.5%(米国に次いで第2位。2006年の通常分担金額は約369億円)。

我が国の立場: 分担率が加盟国の経済実勢に則し、その地位と責任が適切に考慮された、より公平かつ公正なものとなるべき。

事務局・マネジメント改革

肥大化した事務局の効率化や透明性の向上、重複や無駄の多い業務(マンドート)の見直し等に向け、加盟国間で議論が行われており、我が国はその牽引役として議論をリード。

新たな機構の設立

国連の活動分野の拡大に対応すべく、本年新たに二つの機関が発足。

(平和構築委員会)

紛争後の平和構築戦略を総合的に助言するために新設。2006年6月に活動開始。

(人権理事会)

人権問題への国連の対処能力強化のため、従来の人権委員会を格上げし、2006年3月に設立。

我が国はそれぞれメンバー国、理事国として参加し、その活動に積極的に関わっている。